

ひ・め・じ・し

2023
上半期号

消費生活 センターだより

発行 姫路市消費生活センター

- 架空請求・フィッシング詐欺に注意!
- 令和4年度消費生活相談概要がまとまりました
- インターネット通販のトラブルに注意!!
- 消費生活センターが行う啓発事業のご案内!

✉ 架空請求・フィッシング詐欺に注意!!

大手通販サイトや通信事業者、クレジット会社をかたったメール、SMS による架空請求・フィッシング詐欺が多発しています。

メール・SMS内のURLにアクセスしたりバナーボタンを押したりしてはいけません!無視しましょう。

心配な時は、すぐに消費生活センターに連絡してください。

こんなメールや
SMSが届いて
いませんか?



姫路市消費生活センター
啓発キャラクター
こいやっ娘

**注意して
ください!!**

<受信

差出人: 株式会社□□
件名: 【重要】
□□カード利用停止のお知らせ

株式会社□□をご利用いただき
ありがとうございます。
このたび、ご本人様のご利用か
どうかを確認させていただきた
いお取引がありましたので、誠に
勝手ながら、□□カードのご利用
を一部制限させていただき、ご
連絡させていただきました。

■ご利用確認はこちら
<http://□□□□.com>

つながらない!

<受信

差出人: 通販サイト□□
件名: 通販サイト□□でのご注文
大切な□□アカウントについて、
重要なお知らせがあります。お客
様のアカウントのセキュリティに関
連する問題が発生し、第三者がお
客様の許可なく他のデバイスから
注文を試みました。□□のセキ
リティポリシーに従い、□□ア
カウ
ントを凍結しました。

お届け予定: 金曜日, 06/30
お届け先: しろまるはなこ
〒□□□-□□□□
東京都□□区□□□□-□□
注文合計: ¥21,500
支払い方法: クレジットカード
¥21,500

この注文をキャンセルする



押さない!

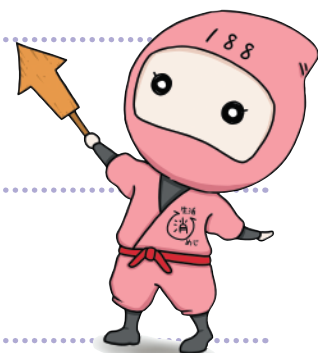


令和4年度に姫路市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は4,672件、継続相談件数は2,114件、受付総数は6,786件でした。新規相談件数は、前年度4,236件から436件増加しています。

契約当事者*を男女別でみると、女性の割合が多く、年齢割合では、男女共70歳代以上が最も多く、21.9%を占めました。

※契約当事者とは、相談者とは別に実際に消費生活上の取引をした当事者のこと。

商品・役務	件数・前年度件数	主な内容
商品一般	① 496件 前年426件	スマホに「料金のことで確認したいことがある」とSMSが届いた。気になって折り返し電話をしたところ名前と生年月日を聞かれ答えた。心配になって携帯電話会社に尋ねたところ、「料金のことをSMSで連絡はしません」と言われた。個人情報を伝えてしまったので心配だ。
化粧品	② 366件 前年211件	SNSの広告を見て、定期購入と分かっていたが、お試しで1回だけと思い、まつげ美容液を注文した。次回商品発送の1週間前までに連絡すると解約できるはずだったので解約を申し出た。すると、4回以上商品を受けとらないと解約できないと言われた。初回だけ安く2回目からは高額になるので解約したい。
役務その他	③ 223件 前年191件	SNSで繋がった人から転売で簡単に稼げる話を聞き、別の人からサポート会員について電話で説明を受けた。自分の空いている時間に物を売ることによって収入を得るバイトで、私たちがサポートして絶対に稼げると言われ50万円のサポート契約をし、支払いのために指示されるままクレジットカードを3枚作り、高額な決済をした。とても収入を得られるとは思われないので、解約し返金して欲しい。
レンタル・リース・賃借	④ 161件 前年180件	8年住んでいた賃貸マンションを退去したが、大家から高額な原状回復費用を請求されている。故意に破損などはしていなくても、請求されるまま支払わなければいけないのだろうか。
理美容	⑤ 154件 前年48件	永久保証の付いた24回コースの脱毛エステを契約したが、契約した会社が倒産したのでサービスを受けることができなくなった。毎月支払っているローンを止めてほしい。
工事・建築・加工	⑥ 141件 前年153件	5日前に業者が自宅に来訪し、外壁の塗装工事を契約したが、後でよく考えると高額なのでクーリング・オフして、契約を検討し直したい。
健康食品	⑦ 135件 前年119件	小学生の娘がネットでダイエットサプリを購入していることが分かった。業者に未成年者取消を申し出ると、パッケージの返送か、キャンセル料の支払いを言われた。パッケージが残っているかどうか分からないが、キャンセル料は払いたくない。
移动通信サービス	⑧ 133件 前年134件	私名義で契約しているスマホで息子が通話プランをかけ放題と勘違いして長時間通話をしてしまった。2か月で通話料だけで10万以上請求されている。電話会社に減額してもらえないか尋ねたが、できないと言われた。どうにもならないのだろうか。
自動車	⑨ 100件 前年84件	中古車をオークションで落札し購入した。事前には修復歴なしと聞いていたのに、納車後に修復歴があることが分かった。解約できるか。
他の教養・娯楽サービス	⑩ 98件 前年135件	小学生の子供が、私のメールアドレスを入力しゲームで高額な課金をしていたことが分かった。ゲーム会社に未成年者取り消しを申し出たが難しいと言われた。払わないといけいないだろうか。



インターネット通販の トラブルに注意!!

申込みの前に広告をよく見ましょう!



!こんな広告・申込み画面に注意

- ・注文受付終了までのカウントダウン表示がある。
- ・「〇〇%オフ」「お試し価格」「～限定」などとお得感を強調して表示している。
- ・購入条件、返品特約の表示は、何度もスクロールしないと確認できない。強調表示に比べて文字が小さい。
- ・「利用規約に同意する」に最初からチェックが入っている。

申し込みの最終確認画面（例）

販売価格、支払総額

(定期購入の場合は
2回目以降の価格)

支払の時期、方法

返品可否、解約方法

(連絡方法、連絡先、
解約条件など)

きちんと表示
されていますか?

商品の数量、購入回数

(定期購入の場合は
各回の数量)

引渡し、提供時期

(定期購入の場合は
次回分の発送時期)

ご注文内容

××コース(5回お届けコース)

初回1,000円(税込)

2～5回5,500円(税込)

支払総額23,100円(税込)

各回2袋お届け 5回分10袋

支払方法

☐クレジットカード

☒コンビニ後払い

お客様情報

氏名

住所 姫路市

お届け先 ご自宅

お届け時期

返品について

解約について

連絡方法

注文を確定する



※最終確認画面はスクリーンショット等で保存しておきましょう。

改正特定商取引法により、令和4年6月1日以降、申込み画面で誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。

消費生活センターが行う啓発事業のご案内

姫路市消費生活センターでは、消費者の意識や知識の向上を目的として講演会やセミナーなどを実施しています。年間の事業をご紹介します。



夏休み子ども消費生活学習会 8月25日(金)開催

- ① ～くつ下で人形を作ろう～
- ② 薄型テレビ解体～見て、触れて、楽しく家電リサイクルを学ぼう!～



高齢者消費者被害防止講座 9月26日(火)開催予定

「～サイバー空間の危険から身を守るために～」



消費生活セミナー 11月21日(火)開催予定

衣食住・金融など日々の暮らしに密着したテーマについて学ぶセミナーです。
「これから始める資産形成～NISA/iDeco～」



消費生活講演会

令和4年度は落語家 笑福亭笑助さんをお招きしました。

講演会 セミナー 開催のお知らせ



皆さんも
参加して
みませんか?



これらの事業は、姫路市在住又は在勤の方を対象にしています。参加者募集のご案内は、広報ひめじやホームページへの掲載、地域事務所・支所・出張所などへのチラシの設置などにより情報提供していきますので、参加してみたい!と思われた方は、ぜひお申し込みください。
市政出前講座「だまされないで!悪質商法!!」を実施していますので、ご活用ください。

★官公庁の公式LINEアカウントからの情報もお役立てください。



試みに
友だち登録して
みようかな



消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話または来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。

平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホットライン

い や や
☎188 ※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります

土・日・祝日 国民生活センターにつながります(10時～16時)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。
詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

④土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター

検索

